

(延滞金)

第十条 寄託者又は証券所持人が前条に規定する提供を怠った場合において、当社が寄託者又は証券所持人の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した利息を請求する。

(免責事項)

第十一条 当社は、次の損害については、責任を負わない。

- 一 税関が行う検査、収容その他の税関が行う措置により受寄物に関し生じた損害
- 二 税関の収容後、公売その他の諸手続により寄託者又は証券所持人の受けることのある損害